

安心のための遺言書と任意後見

～相続と終活の基本～

© 行政書士毛利事務所

高齢期に備えるとは

- ▶ 元気なうちに「自分の意思」を形にしておく
- ▶ 判断能力があるうちに行うことがポイント
- ▶ 法的手段（遺言・任意後見）と生活整理（終活）の両輪が大切

家族に迷惑をかけない3つの柱

- ▶ 1. 財産と権利関係を整理する
- ▶ 2. 自分の意思を明確に残す
- ▶ 3. 信頼できる人に将来を託す

終活は「今を生きる整理」

- ▶ 「片づけ」ではなく「人生の整理整頓」
- ▶ 自分がどう生きたいかを明確にする
- ▶ 少しずつ始めれば十分

エンディングノート役割

- ▶ 基本情報：氏名・生年月日・緊急連絡先
- ▶ 医療・介護：延命治療の希望、希望する病院
- ▶ 財産・契約：銀行口座、保険、遺言書の所在
- ▶ 家族への思い：感謝・伝言・希望の記録
- ▶ ※法的効力はなし。家族との対話のきっかけにする

遺言書の重要性

- ▶ 自分の意思を伝える唯一の法的手段
- ▶ トラブルの多くは「書いていない」ことが原因
- ▶ 人生の変化に合わせて書き換え可能

遺言書の種類（概要）

- ▶ 自筆証書遺言：手軽・費用ほぼなし・ただし形式不備に注意
- ▶ 公正証書遺言：公証人が作成・確実・費用あり
- ▶ 秘密証書遺言：内容を隠したいとき

自筆証書遺言書保管制度をおすすめする理由

- ▶ 自宅で書いて費用を抑えられる
- ▶ 法務局で保管すれば、紛失・改ざん・検認の手間を防げる
- ▶ 公証人を介さず自分の意思をそのまま残せる
- ▶ 相続人がすぐ確認でき、家庭裁判所での検認も不要
- ▶ ※2020年7月開始の制度で、自筆遺言の弱点を補える

遺言書がない場合に起きること

- ▶ 法定相続分で分けることになる
- ▶ 遺産分割協議が必要になる
- ▶ 不動産があると分けにくく、争いになりやすい

相続とは

- ▶ 人の死亡により財産・権利・義務を引き継ぐこと
- ▶ 相続人は法律で決まっている
- ▶ 相続税や名義変更など、手続きも必要になる

相続人の基本

- ▶ 配偶者は常に相続人
- ▶ 第1順位：子ども（直系卑属）
- ▶ 第2順位：父母（直系尊属）
- ▶ 第3順位：兄弟姉妹

【図解】 相続人はだれ？

相続の基礎知識



？ 相続人はだれ？

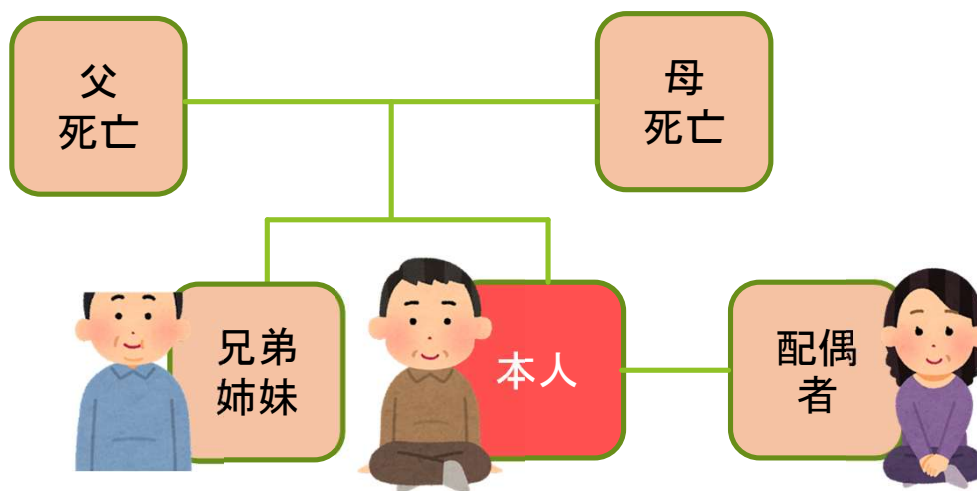
法定相続人の範囲

- ・配偶者は常に相続人となる
- ・第1順位：子・直系卑属
- ・第2順位：直系尊属
- ・第3順位：兄弟姉妹

©2024

© 行政書士毛利事務所

相続人はだれ？

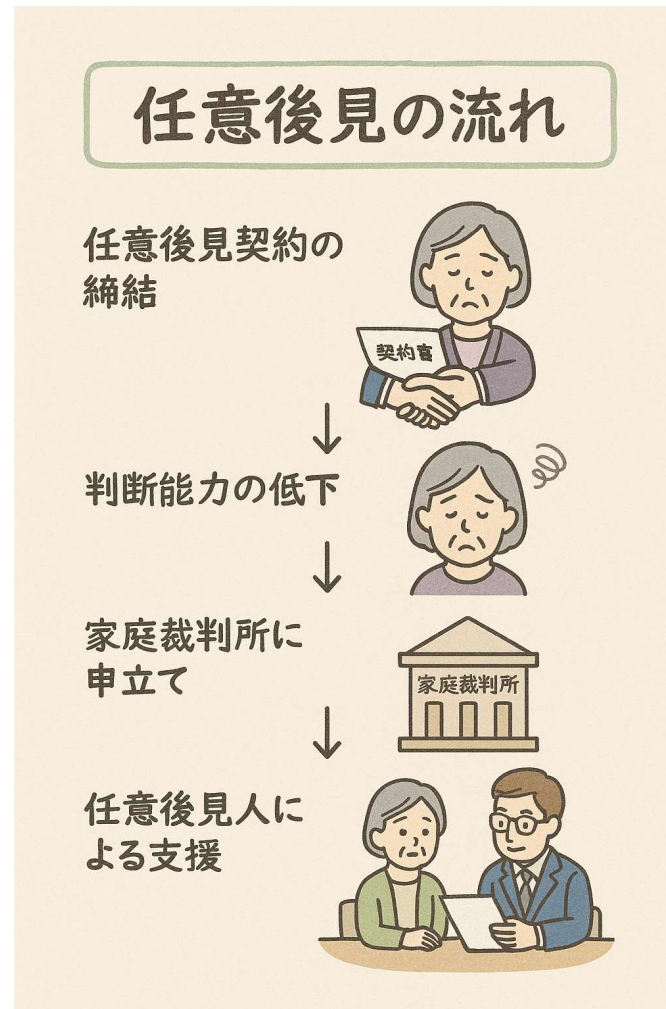


任意後見制度とは

- ▶ 判断能力が十分なうちに「将来の後見人」を決める契約
- ▶ 信頼できる人を自分で選べる
- ▶ 将来、判断能力が低下したときに効力が出る

任意後見の流れ

- ▶ 1. 契約を結ぶ
- ▶ 2. 登録する
- ▶ 3. 判断能力が低下
- ▶ 4. 家庭裁判所の監督のもと
後見開始



法律＋生活の両面から備える

- ▶ 法律面：遺言書・任意後見契約
- ▶ 生活面：終活・エンディングノート・家族への引き継ぎ
- ▶ 家族と話しておくことが一番のトラブル防止

今日からできること

- ▶ 遺言書を作るかどうかを決める
- ▶ 法務局の保管制度を使うか検討
- ▶ 任意後見について一度専門家に聞く
- ▶ エンディングノートに1ページだけ書いてみる

まとめ

- ▶ 準備は「元気な今」が一番やりやすい
- ▶ 遺言書＋任意後見＋終活で家族の負担を軽くできる
- ▶ わからないところは専門家に聞けばいい